

1 財政健全化法って何ですか？

正しくは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」といい、地方自治体の財政破綻を未然に防ぐことを目的として平成19年につくられました。この法律では、財政の健全度を示す比率を毎年公表することや、財政状況が悪化した場合にはその程度によって財政健全化計画や財政再生計画をつくることを義務付けています。



★地方自治体の財政の健全度を診断する指標が「健全化判断比率」

毎年度、議会への報告をした上で、住民に対し公表することを義務付けた4つの財政指標が「健全化判断比率」と呼ばれる財政指標です。



平成19年度決算に基づく指標値を使って、次ページ以降で順番に解説します。

★早期健全化基準と財政再生基準

財政が一定程度悪化しているため、早期の財政立て直しが必要と判断される基準値が「早期健全化基準」です。①～④の比率のいずれか一つでも、早期健全化基準以上になると、「財政健全化計画」を議会の議決を経て策定し、自治体が自主的に財政の立て直しを進めなければなりません。

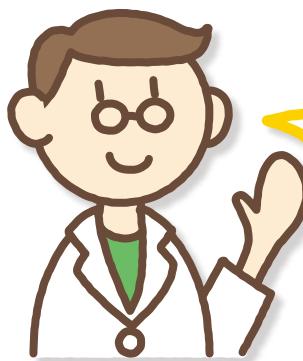
財政が更に悪化しているため、国や県の関与により確実な再生が必要と判断される基準値が「財政再生基準」です。①～③の比率のうち、いずれかがこの基準値以上になると、「財政再生計画」を議会の議決を経て策定し、確実な財政の再生に向けて財政の立て直しに着手することになります。

★ふじさわの財政は「健全段階」！

平成19年度決算に基づき算定した4つの健全化判断比率は、いずれの指標も早期健全化基準を下回り、財政状況が「健全段階」であることを示す結果となりました。藤沢市の財政の健全性は、財政健全化法上も問題のない状況となっています。



② 実質赤字比率はこんな指標です

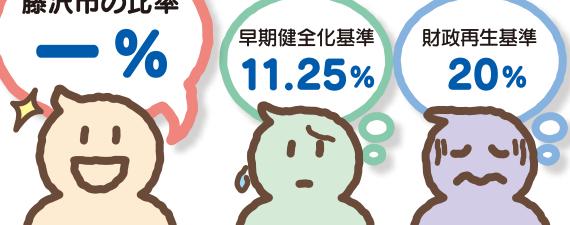


実質赤字比率は、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。まちづくりや福祉、教育などを行う一般会計などの赤字額の程度を表しています。

● 実質赤字比率

藤沢市の比率

— %



早期健全化基準

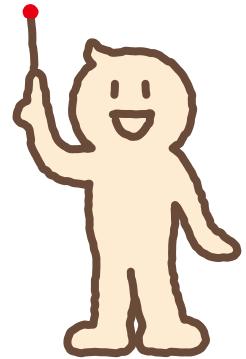
11.25%

財政再生基準

20%

※—%は、算定の結果、「実質赤字がない」ことを表しています。

		(単位:千円)
算定対象となる一般会計等		実質黒字・赤字額
一般会計		6,566,286
墓園事業費特別会計		128,415
北部第二(三地区)土地区画整理事業費特別会計		0
柄沢特定土地区画整理事業費特別会計		0
Ⓐ 合 計		6,694,701
① 標準財政規模		81,023,047
実質赤字比率 Ⓜ/①		—%



比率の計算は、一般会計及び3つの特別会計の実質赤字額の合計が、標準財政規模に対してどの位の割合かを計算します。上表のとおり4つの会計とも実質赤字額がありませんので、実質赤字比率は算定されませんでした。

早期健全化基準の基準値は11.25%で、標準財政規模からすると91億円を超えるような赤字とならない限り基準値以上とはなりません。

全国では2団体がこの早期健全化基準以上となり、23団体の市区町村に実質赤字額がありました。

★11.25%の早期健全化基準値を家計に置き換えてみると

夫の年収が予定していた年収よりも1割以上少なくなっているため、家計のやり繕りが厳しい状態で、家計が経済的に追い詰められて苦しい状態に達していることを示しています。



標準財政規模

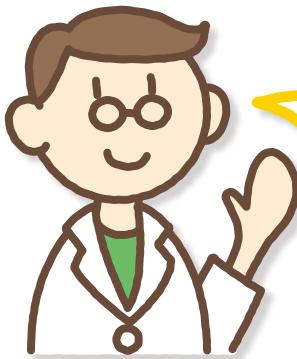
って何ですか？



地方公共団体が通常の行政サービスを提供する上で必要な一般財源(市税などの収入)の目安となる数値で、財政分析や財政指標の算出などに使われます。



3 全会計の赤字率を見る連結実質赤字比率とは?



連結実質赤字比率は、市全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。全会計の赤字や黒字を合算して得られた市全体の赤字額の程度を表しています。

●連結実質赤字比率

藤沢市の比率
—%

早期健全化基準
16.25%

財政再生基準
40%

※—%は、算定の結果、「実質赤字がない」ことを表しています。

(単位:千円)

算定対象となる一般会計及び特別会計	実質黒字・赤字額
一般会計	6,566,286
墓園事業費特別会計	128,415
北部第二(三地区)土地区画整理事業費特別会計	0
柄沢特定土地区画整理事業費特別会計	0
国民健康保険事業費特別会計	818,170
介護保険事業費特別会計	742,764
老人保健事業費特別会計	△ 241,866
湘南台駐車場事業費特別会計	0
競輪事業費特別会計	352,824
算定対象となる企業会計	資金不足・剩余额
下水道事業費特別会計	1,019,404
市民病院事業会計	2,570,760
地方卸売市場事業費特別会計	0
Ⓐ 合 計	11,956,757
① 標準財政規模	81,023,047
連結実質赤字比率 Ⓜ/①	—%



比率の計算は、一般会計及び特別会計の実質黒字又は実質赤字と、企業会計の資金不足額又は資金剩余额とを全て合計して得られた赤字額が標準財政規模に対してどの位の割合かを計算します。全ての会計を合計しても実質赤字額がありませんので、連結実質赤字比率は算定されませんでした。

早期健全化基準の基準値は16.25%で、標準財政規模からすると132億円を超えるような連結赤字とならない限り基準値以上とはなりません。

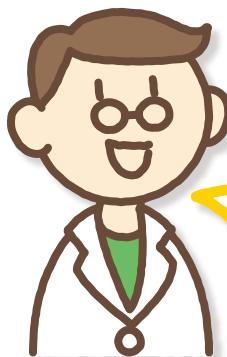
全国では11団体がこの早期健全化基準以上となり、71団体の市区町村に連結実質赤字額がありました。

★16.25%の早期健全化基準値を家計に置き換えてみると

会社勤めのお父さんのか、家族がいろいろな商売をしているとした場合、家族全員の収入を合計しても家庭全体で16%以上も収入が少なくなっているため、家族全員の生活が経済的に追い詰められて苦しいという状態におちいっていることを示しています。



4 借金の返済率を表すのが実質公債費比率です



実質公債費比率は、市が返済した借金の返済率を表しており、財政の弾力性の度合いを示す指標です。

市が返済した借金とは、借入金の元金及び利子の返済額のほか、公営企業会計が借り入れた借入金の返済財源として一般会計が公営企業会計へ繰り出す額などがあります。

●実質公債費比率

藤沢市の比率
9.6%

早期健全化基準
25%

財政再生基準
35%

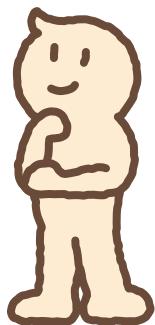
年度	A 地方債元利 償還金	B 準元利償還金	C 特定財源	D 元利償還金等に係る 基準財政需要額算入額	E 標準財政規模	実質公債費比率	
						単年度	3カ年 平均
H17	9,847,822	9,281,418	3,550,584	8,189,609	78,067,434	10.6	
H18	9,523,628	9,483,811	3,235,597	8,220,771	80,530,657	10.4	9.6
H19	9,634,774	8,156,776	3,583,792	8,568,145	81,023,047	7.8	

※B準元利償還金とは、公営企業会計が借り入れた借入金の返済財源として一般会計が公営企業会計へ繰り出す額や公債費に準ずる債務負担行為額などをいいます。

※C特定財源とは、地方債償還額に充当した都市計画税、市営住宅使用料などをいいます。

※D元利償還金等に係る基準財政需要額算入額とは、地方交付税の算定上、合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したものに基準財政需要額といい、この基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金をいいます。

$$\text{計算式} = \frac{A + B - (C + D)}{E - D}$$



実質公債費比率の計算は、借入金及び借入金に準ずる支出を加えた実質的な借金の返済額が、標準財政規模に対してどの位の割合かを求める計算となっており、3カ年にわたって計算を行い、その平均値が実質公債費比率となります。

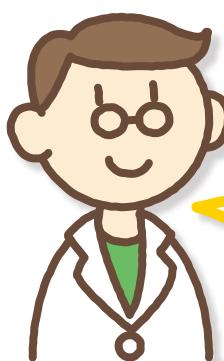
早期健全化基準の基準値は25%です。藤沢市の場合は、市債の返済額がさらに110億円程度増加しない限りは基準値以上とはなりません。全国では33団体がこの早期健全化基準以上となりました。

★25%の早期健全化基準値を家計に置き換えてみると

家や車のローン、クレジットカードで買い物をした支払いなどその年の返済額が、年収の25%以上になった場合には、借金漬けになる可能性が高いという危険信号である状態を示しています。

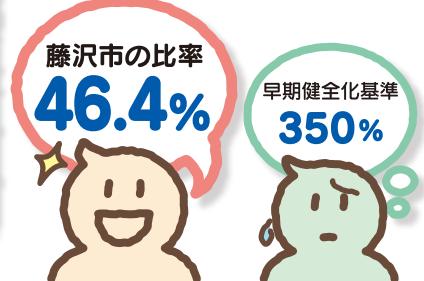


5 将来負担比率ってどんな指標なの?



将来負担比率は、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。借入金の残高のほか、債務負担行為(※1)に基づく支出予定額や退職手当支給予定額に係る負担見込額、出資法人の損失補償債務(※2)に対する負担見込額など、市が将来負担する可能性がある実質的な負債が、現時点でどの位あるかを表しています。

●将来負担比率



(※1) 債務負担行為って何ですか?

地方公共団体が建設工事を行ったり土地を購入する場合、数年度にわたる債務を負担する契約を結ぶ等の将来の財政支出を約束する行為。

(※2) 損失補償債務って何ですか?

法人の金融機関等からの融資に対し、債務不履行等の一定の事実が発生した場合の損失について補償負担する財政支出。

算定の内訳		(単位:千円)
分子 A-B		
A 将来負担額		175,455,898
ア 地方債の現在高		87,917,855
イ 債務負担行為に基づく支出予定額		21,038,472
ウ 公営企業債等繰入見込額		43,614,805
エ 組合等の地方債償還に係る負担見込額		0
オ 退職手当支給予定額に係る負担見込額		22,768,169
カ 設立法人の負債額等負担見込額		116,597
キ 連結実質赤字額		0
ク 組合等の連結実質赤字額に係る負担見込額		0
B 充當可能財源等		141,814,645
ア 地方債の償還額等に充當可能な基金額		13,112,999
イ 地方債の償還額等に充當可能な特定の歳入見込額		33,014,185
ウ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額		95,687,461
分母 ①-②		72,454,902
① 標準財政規模		81,023,047
② 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額		8,568,145
将来負担率 A-B / ①-②		46.4%



将来負担比率の計算は、上記のとおり将来負担額の合計額から借入金の償還に充てることができる財源を控除した実質的な負債が、標準財政規模に対してどの位の比率であるかを求める計算となっています。

早期健全化基準の基準値は350%です。藤沢市の場合は、将来の負債となる将来負担額がさらに2,200億円程度増加しない限りは基準値以上とはなりません。全国では5団体がこの早期健全化基準以上となりました。

★350%の早期健全化基準値を家計に置き換えてみると

家や車のローンの残高、クレジットカードの支払い残高など、これから返済していかなければならぬ返済総額が、年収の3.5倍以上になった場合には、今後ローン返済などに追われ家計が成り立たなくなり、経済的苦境におちいる状態にあることを示しています。



6 公営企業の指標となる資金不足比率とは？

★公営企業の経営状態の悪化の度合いを診断する指標が「資金不足比率」

自治体では、病院をはじめ水道や下水道、バス、地下鉄などの多くの公営企業を経営しています。こうした公営企業の経営状態の悪化の度合いを示す「資金不足比率」についても、毎年度、議会への報告をした上で、住民に對し公表することが財政健全化法で義務付けられています。

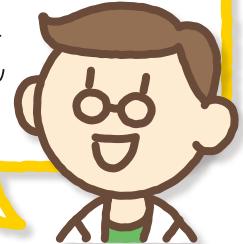
〈公営企業に係る特別会計の名称〉 〈資金不足比率〉



※ー%は、算定の結果、「資金不足額がない」ことを表しています。

（単位:千円）			
公営企業に係る特別会計の名称	(分子)資金不足額	資金剩余额	(分母)事業の規模
下水道事業費特別会計(法適用)	0	1,019,404	7,273,076
市民病院事業会計(法適用)	0	2,570,760	13,296,501
地方卸売市場事業費特別会計	0	0	99,662

資金不足比率の計算は、資金不足額が、事業の規模に対してどの位の比率であるかを求める計算となっています。いずれの公営企業も資金不足額はありませんので、資金不足比率は算定されませんでした。



経営が悪化しているため、健全化が必要と判断される基準値が「経営健全化基準」です。この基準値以上になると、「経営健全化計画」を議会の議決を経て策定し、経営の立て直しを行うことになります。経営健全化基準の基準値は20%です。全国では156公営企業会計がこの経営健全化基準以上となり、資金の不足額がある公営企業会計は256会計ありました。

◆他都市との比率の比較

区分	実質公債費比率	将来負担比率
藤沢市の比率	9.6%	46.4%
県下17市の平均値	7.0%	71.4%
類似都市32市の平均値	8.3%	68.1%
全国783都市の平均値	13.5%	121.1%

※県下17市は、横浜市及び川崎市を除いた市です。

※類似都市32市は、総務省の財政統計上で分類されている人口規模や産業構造が類似する都市をいいます。

※全国783都市は、町村を除いた783市をいいます。

